

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第11報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成31年1月31日 保医発0131第2号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
- ・平成31年1月31日 保医発0131第4号 検査点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早329		下から2行目	<p>075 固定用金属線 注 ア 高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、固定用金属線として算定する。<u>ただし、ポリエステル製のケーブルについては、脊椎の固定に使用した場合に限り算定する。</u> イ (略)</p>	<p>075 固定用金属線 注 ア 高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、<u>脊椎の固定に使用した場合に、</u>固定用金属線として算定する。 イ (略)</p>	字句修正
403	右	上から1行目	<p>D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 <u>(1) 塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法又はPCR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u> <u>(2) Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査</u> <u>ア 区分「D006-7」UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病等の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により測定を行った場合、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度として算定できる。</u></p>	<p>D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法又はPCR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 (新設)</p>	字句挿入